

## 品名：ホワイトボードパネル

### 1. 規格・仕様

- ① 寸法（外寸法）は、H1520 mm以内、W770 mm以内、D30 mm以内、盤面の有効寸法は H1500 mm以上、W750 mm以上とすること。
- ② 重量は 5kg 以内とし、コンクリート柱又は壁面（軽量鉄骨下地、パーティクルボード、クロス貼り）に、パネル背面を両面テープと接着剤で固定すること。
- ③ 材質は以下のとおりとし、表面のホワイトボード面はホワイトボード用マーカー、イレーザ及びマグネットの使用が可能であること。  
本体：アルミ複合板＋スチール下地  
表面：出力シート（カラー）貼＋保護フィルム  
フレーム：アルミ（シルバー色）
- ④ 表面の出力シートについて、データは契約締結後、県庁舎建設課からデータ（カラー、パワーポイント）渡しとするので、設置箇所に応じて加工を施すこと。
- ⑤ 設置箇所は別添図面のとおりとするが、詳細な設置位置については県庁舎建設課と現場調整のうえ施工すること。

別添資料)

- ①設置箇所の平面図
- ②柱面設置図面

### 2. 数量

計 1 1 4 枚

1階：15枚、2階：6枚、3階：5枚、4階：17枚、5階：27枚、6階：27枚、7階：17枚

### 3. 納入場所・納入期限

納入場所：長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁舎行政棟

納入期限：平成29年12月28日

平成29年12月の間で発注者が指定する期間に納品すること

※契約締結後、県庁舎建設課と協議を行うこと。

### 4. 留意事項

- ① 上記要求仕様を満たすものを納品すること。
- ② 納入品は全て同一メーカーであること。
- ③ 受注者は、納入期限までに搬入品の搬送・搬入、組立て、設置等を行い、受注者と発注者の双方で物品の検査・検収を行うこと。
- ④ 作業時の養生は別紙の範囲について移転業務を請負う業者が実施済みであるが、納品に必要な範囲は別途受注者が実施すること。なお、移転業者の実施した養生に損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- ⑤ 納入に際しては、あらかじめ県庁舎建設課の担当職員と搬入経路、駐車場、エレベーターの使用等について打合せの上実施すること。
- ⑥ 搬入、設置に際して、施設および備品などに損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- ⑦ 梱包資材等は受注者の責により構外処分すること。
- ⑧ 納入後、通常使用により故障した場合の無償保証（修理もしくは交換）期間を1年以上付すこと。
- ⑨ 納入品の搬送・搬入、組立て、設置等に要する費用はすべて入札価格に含めること。